

令和 5 年度第 9 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 12 月 8 日 (金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 5 年 12 月 8 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	3 番	上野 美登
4 番	菊本 耕二	5 番	吉田 一明	7 番	宮本 静子
8 番	坂本 敦子	10 番	上田 正三		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	木原 大介		
長洲・清里区域	濱崎 伸二	土山 道直	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

6 番	池上 一也	9 番	坂井 隆浩
-----	-------	-----	-------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

平木 誠志	城戸 祐樹
-------	-------

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 35 号 農地移動適正化あっせん基準の改正について

その他

(吉田事務局長)

それでは、始めたいと思います。起立・・・礼　おはようございます・・・。着席

今日は、定例総会の前にですね、土山道直さんが、ご出席いただいておりますので、会長のほうから委嘱状の交付をまず、行わさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、ただ今から令和 5 年度第 9 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん　こんにちは、これですね、全員農業委員会の農業委員と最適化推進委員と全員が顔みせができたのかなあと思っております。今年度はですね、熊本県についてもですね、過去最多の温度という事で、非常に暖かかったと今年は思っておりますが、ここ数日は非常に寒くなってきました。皆さんたちも体には充分注意して良い年を迎えていただきたいと思っております。今日は、会議終了後ですね、初めての方が多という事で、若干の研修があります。それもありますので、スムーズに協議が進めばなあと思っております。また米も終わりまして、今　麦を作られてる方は、終盤にさしかかっているのかなあと思っています。私もまだ若干残っておりますけど、まず大豆を刈ってそれからの麦作りという事になりますので、今年いっぱいには終わらせたいと思います。まあみなさんも十分今日の会議がスムーズにいくことをお願いしたいと思っております。

今日は、令和 5 年度第 9 回の定例総会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(吉田事務局長)

いま、会長の挨拶にもありましたけれども、今日は、定例総会後にですね、熊本県の農業公社の方から坂口さんという方に来ていただいて、新任委員さんが多いという事で 30 分程度ですね、農業委員とは、最適化推進委員とはという所で、ちょっとお話をさせていただこうと思います。少しお時間をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、6 番　池上委員　9 番　坂井委員の方から欠席の届出がっております。それから、最適化推進委員におきましては、平木委員と城戸委員から欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は 10 名中 8 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

はい　議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・ 報告第 10 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 32 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 33 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

- ・議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・議案第 35 号 農地移動適正化あっせん基準の改正について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 2 番 石井委員 10 番 上田委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1 ページです。「報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。議案書の 1 ページ、受付番号 15 番から 19 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約というふうになっております。

以上で、報告第 10 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、報告第 10 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。3 ページです。「議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 3 ページから 8 ページ、受付番号 21 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 85,613 m<sup>2</sup>、農作業歴 11 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 2 台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から車で 10 分程度という事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすこ

とがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという  
ことでございます。

以上、受付番号 21 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、まずは、  
農業委員の 4 番 菊本委員にお願いいたします。

(菊本委員)

4 番の菊本です。申請地はダイナムの南側になります。現況写真でも分かるとおりに現在も  
きれいに管理されております。今後も全ての農地を耕作されるという事で問題ないと思わ  
れますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、農業委員の 5 番 吉田委員に補足説明をお願い  
します。

(吉田委員)

5 番の吉田です。申請地は国道 501 号線沿いの●●●●●●の北側にあります。説明資料  
の 3 ページをご覧ください。現状写真でも分かるとおりに水稲が耕作されているのが分かる  
と思います。今後も全ての農地を耕作されるという事で問題ないと思われれますので、ご審議  
のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、つづきまして、担当推進委員の福田推進委員にご意見をお願いいたします。

(福田推進委員)

推進委員の福田です。ただいま説明がありましたとおりに、経営面積、農作業歴、機械保有  
状況も申し分なく、今後もすべての農地を耕作されるということなので、問題ないと思われ  
れます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。続きまして担当推進委員の池上推進委員にご意見を伺い  
ます。

(池上推進委員)

推進委員の池上です。今、説明されたとおりに何も問題ないと思われれます。若い頃から真面  
目にされておられた方です。長い間お疲れ様でした。と、申し上げたいと思います。どうぞ、  
よろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明が  
ありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(はい、ございません。) の声あり

(中嶋会長)

はい、なければ採決をいたします。議案第 32 号 受付番号 21 番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 21 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

それでは、次に進みます。9 ページです。受付番号 22 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。議案書の 9・10 ページ、受付番号 22 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5・6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 2,273 m<sup>2</sup>、農作業歴 35 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で 3 分程度ということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するというところでございます。

以上、受付番号 22 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 4 番 菊本委員をお願いいたします。

(菊本委員)

4 番の菊本です。申請地は、腹赤小学校の運動場の北側にあります。現況写真でもわかるとおり、現在も畑をされております。ご兄弟間の贈与であり、そのまま畑をされるということですので、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の福田推進委員にご意見を伺います。

(福田推進委員)

推進委員の福田です。ただいま説明がありましたとおり、兄弟間での贈与であり、実際に畑をされておりますので、問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員また担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。ないでしょうか。

(ありません。)の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 32 号 受付番号 22 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 22 番は原案のとおり可決し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

それでは、次に進みます。11 ページです。議案第 33 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。議案書の 11 ページから 14 ページ、受付番号 17 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、こどもの海保育園の北側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 から 9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための使用貸借権設定となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設がある農地であるため、第 3 種農地と判断しており、原則として許可ができることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの融資見込証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 1 月 20 日より着工予定、令和 6 年 7 月 31 日完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>以下であるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、境界ブロックを設置して土砂の流出・堆積・崩壊がないようにすることとすることです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということとさせていただきます。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水浸透枳を敷地内に

設置し側溝へ放流するという事です。

以上、受付番号 17 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員 3 番の上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい。3 番の上野です。資料説明は、7,8,9 ページです。場所は、こどもの海保育園のすぐそばになります。申請地は第 3 種農地とされており、500m以内に教育施設が 2 ヶ所ございます。水管、下水道も整備されており、問題はないと思われます。周辺は住宅に囲まれており転用による農地への影響はないかと思われます。御審議の程、よろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺ひます。

(福本推進委員)

はい、推進委員の福本です。ただいま説明がありました通り申請地は、保育園の北側 50 m くらいのところで、周りは個人住宅に囲まれておりまして、周辺農地への影響は問題はないかと思われます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 33 号 受付番号 17 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 33 号 受付番号 17 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

はい、次に進みます。15 ページです。受付番号 18 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。議案書の 15・16 ページ、受付番号 18 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、JR長洲駅の北側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 11 ページから 13 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、資材置場のための売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都

市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 1 月 4 日より着工予定、令和 6 年 5 月 31 日完成予定であり適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、資材置場であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、小規模の造成のため土砂の流出はないとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応されるということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号 18 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 9 番 坂井委員ではございますけど、今日は、欠席でございますので、事務局の方に文章で出されておりますので、読みたいと思います。

(事務局)

それでは、事務局の方で代読させていただきます。本日は子牛のせりに参加するため欠席いたします。申し訳ございません。事前の予定で決まっておりましたので、書面にて報告いたします。対象の所在地は長洲駅の西側にあり、駅前通りから旧清里郵便局があった箇所を北へ曲がり駅通り区生涯学習センターの手前になります。現状耕作はされていないように見受けられます。北側は神社と広場と接しており、2m 近い高低差があります。東側は、譲受人の所有地、南と西側は譲渡人の所有地になります。耕作中の農地とは隣接しておらず、周辺の農地への影響はなさそうです。他に問題も見当たらず適当だと考えられます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。ということで、坂井委員からお預りいたしております。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の土山推進委員にご意見を伺います。

(土山推進委員)

はい。推進委員の土山です。先日 事務局の方と現地に行ってきましたが、問題はないかと思われしますので、審議のほど、よろしく願いします。

(中嶋会長)

事務局、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、何か質問等はござい

ませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 33 号 受付番号 18 番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 33 号 受付番号 18 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、17 ページでございます。「議案第 34 号 農用地利用集積計画 (案) について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 34 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、18 ページが総括表となり 2023 年の期間ごとの総括になります。

19 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せまして今後の経営面積ということになります。詳細につきましては、20 ページ 賃借権 25 件 34 筆 44,333 m<sup>2</sup>、21 ページ 期間借地権 2 件 2 筆 1,799 m<sup>2</sup>、22 ページ使用貸借権 2 件 8 筆 12,216 m<sup>2</sup>となっております。

以上、議案第 34 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はありませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

続きまして、23 ページです。「議案第 35 号 農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 35 号 農地移動適正化あっせん基準の改正について、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。

このあっせん基準は、農地移動適正化あっせん事業という、農業経営の規模拡大・農地保有の合理化などを推進するため農業振興地域内の農用地（俗にいう青地）について、権利移動のあっせんを行う事業の基準となるものでございます。

また、あっせん基準は町の基本構想に準じるものとされており、今回の改正は、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地移動適正化あっせん事業実施要領及び町の基本構想が改正されたことに伴う改正となります。

改正の内容については、担当の方から説明させます。

（内容説明：前田）

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何かご質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり決定し、県知事へ認定申請をいたします。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

ないようですので、事務局の方から連絡等をお願いします。

## 1 次回の定例総会について

（中嶋会長）

それでは これをもちまして、令和 5 年度第 9 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

（吉田事務局長）

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 31 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印